規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二二

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第二号中「31」を「42」に改める。

別表第二第一号12中「有機りん剤」の下に「（ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（ＤＤＶＰ）を除く。）」を加え、同号中52を60とし、51を59とし、同号50中「49」を「57」に改め、同号50を同号58とし、同号中49を54とし、54の次に次のように加える。

55　一・四―ジオキサン

56　スチレン

57　メチルイソブチルケトン

別表第二第一号中48を53とし、35から47までを40から52までとし、同号34中「19」を「27」に改め、同号34を同号39とし、同号中33を38とし、32を37とし、31を33とし、33の次に次のように加える。

34　クロロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）及び一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）

35　ジクロロメタン（二塩化メチレン）

36　テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）及びトリクロロエチレン

別表第二第一号中30を32とし、同号29中「及び一・二―ジクロロプロパン」を「、一・二―ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）、一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）、ジクロロメタン（二塩化メチレン）、テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）及びトリクロロエチレン」に改め、同号29を同号31とし、同号中28を30とし、27を29とし、同号26中「25」を「27」に改め、同号26を同号28とし、同号中25を27とし、16から24までを18から26までとし、15の2を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13　ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（ＤＤＶＰ）

別表第二の二第二号中31を42とし、30を41とし、29を37とし、37の次に次のように加える。

38　一・四―ジオキサン

39　スチレン

40　メチルイソブチルケトン

別表第二の二第二号中28を36とし、17から27までを25から35までとし、16を17とし、17の次に次のように加える。

18　クロロホルム

19　四塩化炭素

20　一・二―ジクロロエタン（二塩化エチレン）

21　一・一・二・二―テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）

22　ジクロロメタン（二塩化メチレン）

23　テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）

24　トリクロロエチレン

別表第二の二第二号中15を16とし、5から14までを6から15までとし、4の次に次のように加える。

5　ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト（ＤＤＶＰ）

附　則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。